

さいたま市告示第 8 1 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

平成 2 9 年 6 月 2 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) D C Mホームック大宮七里店
所在地 さいたま市見沼区大字蓮沼字北海道 1 4 0 6 番 1 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 D C Mホームック株式会社
代表者氏名 代表取締役 石黒 靖規
住所 北海道札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 D C Mホームック株式会社
代表者氏名 代表取締役 石黒 靖規
住所 北海道札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成 3 0 年 2 月 1 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7, 7 5 0 m²
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗北側平面駐車場	9 6 台
店舗屋上駐車場	2 7 3 台
計	3 6 9 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗北西側駐輪場 (No. 1 駐輪場)	6 7 台
店舗北東側駐輪場 (No. 2 駐輪場)	6 0 台
店舗北東側駐輪場 (No. 3 駐輪場)	9 5 台
計	2 2 2 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
店舗南側荷さばき施設	7 2 m ²
計	7 2 m ²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量	備 考
-----	-----	-----

店舗南側廃棄物等保管施設①	12.92 m ³	紙製廃棄物等
店舗南側廃棄物等保管施設②	0.53 m ³	金属製廃棄物等
店舗南側廃棄物等保管施設③	0.53 m ³	ガラス製廃棄物等
店舗南側廃棄物等保管施設④	13.03 m ³	プラスチック製廃棄物等
店舗南側廃棄物等保管施設⑤	1.97 m ³	生ごみ等
店舗南側廃棄物等保管施設⑥	1.32 m ³	その他可燃製廃棄物等
計	30 m ³	小数点以下四捨五入

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
DCMホームマック株式会社	午前7時00分	午後9時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	来客が駐車場を利用することができる時間帯
店舗北側平面駐車場	午前6時30分～午後10時00分
店舗屋上駐車場	午前6時30分～午後10時00分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数
店舗前駐車場 出入口	2箇所
計	2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
店舗南側荷さばき施設	午前6時00分から午後10時00分

2 届出年月日

平成29年5月30日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成29年6月2日から平成29年10月2日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 大宮区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市大宮区大門町3丁目1番地

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成29年6月2日から平成29年10月2日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966